

議案第12号

目黒区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月17日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

目黒区道路占用料等徴収条例（昭和47年4月目黒区条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

占用物件	占用料		
	単位	単価（円）	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき 1年	10,600
	第2種電柱	同	16,280
	第3種電柱	同	21,960
	第1種電話柱	同	9,260
	第2種電話柱	同	14,980
	第3種電話柱	同	20,670
	その他の柱類	同	940
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき 1年	94
	地下に設ける電線その他の線類	同	56
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	9,270

	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メート ルにつき 1年	5, 680	
	変圧塔その他これに類するも の及び公衆電話所	1 個につき 1年	18, 930	
	広告塔	表示面積 1 平方メート ルにつき 1年	25, 740	
	その他のもの	占用面積 1 平方メート ルにつき 1年	18, 930	
法第32条第 1項第2号に 掲げる物件	地下管線 路	外径が 0. 04メ ートル未満のもの 外径が 0. 04メ ートル以上 0. 0 7メートル未満の もの 外径が 0. 07メ ートル以上 0. 1 メートル未満のも の 外径が 0. 1メー トル以上 0. 15	長さ 1メー トルにつき 1年 同 同 同	220 390 560 850

	メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	同	1, 130
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	同	1, 700
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	同	2, 270
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	同	3, 970
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	同	5, 680
	外径が1メートル以上のもの	同	11, 360
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1 平方メートルにつき 1年	17, 970
法第32条第1項第4号に掲げる施設		同	18, 930
法第32条第1項第5号に	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004 を乗じて得た額

掲げる施設	階数が2のもの	同	Aに0.006 を乗じて得た額
	階数が3以上のも の	同	Aに0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路	同	12,870
	地下に設ける通路	同	7,720
	その他のもの	同	17,580
法第32条第 1項第6号に 掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的 に設けるもの	占用面積1 平方メート ルにつき 1日	250
	その他のもの	占用面積1 平方メート ルにつき 1年	25,740
道路法施行令 (昭和27年 政令第479 号。以下「令 」といふ。) 第7条第1号 に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを 除く。)	表示面積1 平方メート ルにつき 1年	25,740
	標識	1本につき 1年	15,150
	旗ざお及 び幕	占用面積1 平方メート ル又は1本 につき 1日	250
	その他のもの	占用面積1	25,740

		平方メートル又は1本につき 1年	
アーチ式 工作物	車道を横断するもの	1基につき 1年	257,490
	その他もの	同	128,740
令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1 平方メートルにつき 1年	18,930	
令第7条第3号に掲げる施設	同	Aに0.024 を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び工事用材料置場	同	25,740	
危険防止施設	同	10,360	
詰所	同	25,740	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設	同	18,930	
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける	階数が1のもの	Aに0.006 を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008 を乗じて得た額
		階数が3のもの	Aに0.011 を乗じて得た額

	もの	階数が 4 以上のも の	同	Aに 0. 012 を乗じて得た額
	その他のもの		同	Aに 0. 024 を乗じて得た額
令第 7 条第 9 号に掲げる施 設	建築物	階数が 1 のもの	同	Aに 0. 006 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの	同	Aに 0. 008 を乗じて得た額
		階数が 3 のもの	同	Aに 0. 011 を乗じて得た額
		階数が 4 以上のも の	同	Aに 0. 012 を乗じて得た額
		その他のもの	同	Aに 0. 006 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 0 号に掲げる 施設及び自動 車駐車場	建築物	階数が 1 のもの	同	Aに 0. 006 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの	同	Aに 0. 008 を乗じて得た額
		階数が 3 のもの	同	Aに 0. 011 を乗じて得た額
		階数が 4 以上のも の	同	Aに 0. 012 を乗じて得た額
		その他のもの	同	Aに 0. 006 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 1 号に掲げる 応急仮設建築	上空、ト ンネルの	階数が 1 のもの	同	Aに 0. 006 を乗じて得た額
	上又は高	階数が 2 のもの	同	Aに 0. 008

物	架の道路 の路面下 に設ける もの			を乗じて得た額
		階数が 3 のもの	同	A に 0. 011 を乗じて得た額
		階数が 4 以上のも の	同	A に 0. 012 を乗じて得た額
	その他のもの		同	A に 0. 024 を乗じて得た額
令第 7 条第 12 号に掲げる器具			同	A に 0. 024 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 3 号に掲げる 施設	上空、ト ンネルの 上又は高 速自動車 国道若し くは自動 車専用道 路（高架 のものに 限る。） の路面下 に設ける もの	階数が 1 のもの	同	A に 0. 006 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの	同	A に 0. 008 を乗じて得た額
		階数が 3 のもの	同	A に 0. 011 を乗じて得た額
		階数が 4 以上のも の	同	A に 0. 012 を乗じて得た額
	その他のもの		同	A に 0. 024 を乗じて得た額

付 則

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- この条例の施行の日以後徴収すべき占用料のうち、同日前までの占用に係

る占用料については、なお従前の例による。

(説明) 道路占用料の額を引き上げるため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。